

人口と世帯
51.5.1現在
男 5,785人 (-15)
女 6,097人 (-4)
計11,882人 (-19)
世帯数 2,746 (+13)

みくに報

編集 国見町役場
発行

(企画課)

昭和51年 5月15日

No. 35



五月の歌

たのしや五月

心は映え

若葉の森に小鳥はうたう

そよ風わたる木かげに行けば

心もすがし

そぞろ歩き

(青柳善吾)

写真はあつかし山頂上にある天望台。

あつかし山は標高 二九・四四のなだらかな山で、その昔奥州の藤原勢と鎌倉の源頼朝勢が攻防を繰り返した古戦場としてあまりにも有名である。

頂上からは、ゆつたりと流れる阿武隈川と肥沃な信濃平野が一望でき、ハイキングや遠足など町民の憩いの場として親しまれている。

'76

5月



大きく伸びる 国見町の

〈産業の振興〉

農 業……首都圏農業の確立

昭和四十七年度の農業粗生産額は十七億円ですが、六十年には三十億円台を目標とします。それには土地基盤の整備が必要であり果実、野菜、畜産の市場占有率を更に拡大しなければなりません。

工 業……工業団地の開発

地元との産業と調和がとれて、生活環境の保全ができるような企業の誘導を積極的に進めます。そして、中小企業の育成とあわせて工業団地の造成をはかります。

商 業……近代的な経営意識をもって

わが町は古くから宿場町として繁栄してきたが、人口の流出や行動範囲が広がったことで商業は停滞しています。商業の振興をはかるためには、流通界の現況を認識し、近代的な経営意識と、消費者購買行動に応じた経営感覚を備えなければなりません。さらに中小企業の専門化、協業化の促進が必要です。

〈生活環境の整備〉

しあわせな暮らしづくり

健康で快適な生活を営むために生活環境は住民の一番身近な問題なので特に重視しなければなりません。一世帯一住宅、一人一部屋を目標とし、公営住宅の建設と宅地の造成分譲策を検討していきます。また、福祉対策の充実、公園や施設の整備、下水道の完備、広域的なごみ処理体制など、文化的な生活環境の実現に努力します。

〈教育の振興〉

健全な人づくり

次の世代をなう青少年の健全育成、現代社会

におけるふさわしい人づくりをめざします。老朽化した校舎の改築、施設設備の充実につとめ、また学校機器の充実により一層学習の向上をはかります。

〈国見インター周辺開発〉

県北地方の流通のなめとして

インター周辺をどのように開発整備するかは非常に重要な課題ですが、去る四十九年安定経済成長を主眼とした計画の策定をコンサルタント株式会社地域計画連合に委託、確実なインター周辺開発整備計画を樹立しました。その構想の主要施設をあげてみますと、①広場 ②買物街、娯楽街 ③青少年センター ④農業センター ⑤観光農村園 ⑥公園緑地 ⑦各種流通倉庫があり、年次計画をもって整備促進しなければなりません。

〈観 光〉

自然を生かした開発を

わが町の観光資源は少ないが、ゆたかな自然ととかく見落とされがちであった歴史的文化的資産の価値を再発見し、レクリエーション活動に幅と意識を持たせなければなりません。

〈行政の指針〉

住民サービスの向上と、行政の広域処理

町政をとりまく生活環境の変化産業構造の高度化に対応した行政機構の合理化をはかるとともに、機械化導入による事務処理の能率化をすすめます。住民サービスの向上につとめる一方、行政の広域的処理をさらに推進していきます。財政面は、地方交付税や国庫支出金の依存が高いので、町振興計画の実施にあたっては、国、県の施策の方向、経済の動行を見きわめながら進めていくものです。

あすをになう子どもたち

五月は「児童福祉月間」

五月は「児童福祉月間」です。明日の日本の担い手である子ども教育の大切さはいまでもありません。日本国憲法では子どもが心身ともに健やかに成長できることを期待していますが、この憲法の精神にのっとり昭和二十五年に児童憲章が定められました。

子どもの健全な育成は、保護者と国や地方公共団体の責任です。正しい理解と暖かい愛情をもって接していきましょう。

なお町では五日の「子どもの日」に、交通違反に激励金として県とタイアップで一万三千円を、また町独自で片親だけの児童に就学支援激励金として五千円を贈りました。

「児童憲章」
児童は人として尊ばれる
児童は社会の一員として
重んぜられる
児童はよい環境のなかで
育てられる



「明るい
募集作品発表
社会」



藤田小・五年
三品 隆志

ぼくたちの任んでいる国見町はとてよい町です。なぜかというところ、ぼくたちの遊ぶ公園や広場などが二、三かしょあるし、田んぼ

や畑や果しゅ園がたくさんあり、また道のわきなどには、たんばほやくローバーの草花があつて、そういう緑の自然にめぐまれてゐるからです。それに山に行けばもつといういろいろな植物があります。山だけではありませんが、かぶとむしのなまこ、ちようのなまこ、とんぼのなまこなどのいろいろな虫もたくさんいます。

しかし、こんな自然にこれ、自然にめぐまれた国見町にも悪いところはあります。それはどんなことかというところ、工場のもつとが、飛行機、あるいは車の騒音などの大きな公害ではありません。この町の公害というものは、川などがよこれ、ゴミが町の中にちらかつてゐるというふうなことです。大きな公害ではないけれど、でも公害にはわかりありません。ぼくはいいけないことだと思ひます。もつともこの町をよくするにはどうしたらよいでしょうか。

ぼくは、この緑の町にゴミをすてたりしないようにすればよいと思ひます。そして、もしゴミをすてような人がいたら、おとなでも子どもでもみんなを注意してやればよいと思ひます。そのようにしないとこのうちに緑や自然がなくなつて、人がいなくなつてさびしい町になつてしまふと思ひます。

国見史跡めぐり

題字は佐藤町長 (27)

東越山の城跡

東越山の城跡といつてもあまりなじみのない所であり、どこにあるのかさわる多しと思われ。大字光明寺にあり、現在は「アツコシ山」と呼んでゐる。明治一四年の



北側の石がき跡

村誌には「アツカシ山」とあり、元禄頃(一六九一)天明頃(一八〇一)にも「アツカシ山」と呼ばれてゐた。その頃現在の厚樫山は「国見山」または「大木戸山」と呼ばれてゐる。村誌は、東越山の歴史について「阿倍貞任築キテ以テ源軍ヲ禦キシ処ト云伝フ」とのべ、また二重、三重の石塁があるものと述べてゐるが、現在も山の南面にそれが見られる。石塁の高さは一丈前後、幅二丈ほどのものがヤノ谷ほど連なり、隳の幅は二一丈ほどである。また石塁も階段状に見られ、二丈ほどの高さで石塁とは自然石であるがかなり大きな石を積み上げて造つてゐる。

ところでこのような山城が、何時、誰によつて造られたものであるかは全く不明である。伝えられている康平年間(一〇六一)阿倍貞任築造説は全くとらぬもの、阿倍氏の勢力が陸奥国府多賀城の南にまでおよんでゐたとは考えがたく、その勢力の中心地は奥六郡といわれた平泉邊であつた。現段階でして推定するならば阿津賀志山合戦の際に東部地区のとりでがあつたと考えられる。東越城の歴史を明らかにするには考古学的な調査を行つてはじめて明らかになるものであり、今後はその調査が待たれる。

こよみ



- 5月 阜月 (さつき)
 18日・国際善意デー
 24日・町営牧野開設
 26日・成人病検診
 27日・
 28日・町農業委員会・明治学級
- 6月 水無月 (みなつき)
 1日・気象記念日・写真の日
 ・電波の日・ころもがえ
 4日・むし歯予防デー
 5日・環境週開始まる
 7日・計量記念日
 10日・時の記念日

【メモ】

時の記念日 671年4月25日に天智天皇が初めて水時計を使用され、その日を太陽暦に直すと6月10日に当たるそうと、大正9年に「時の記念日」と制定されました。時の刻み方も水時計・日時計などから最近では水晶に電気を通し発振させるとその間隔が一定であるところを利用して高度な発達を遂げてきました。



文化財を守ろう

内谷の太々神楽

内谷の春日神社には、昔から伝わってきた「太々神楽（だいだいかぐら）」があります。毎年、秋の例祭には神前で奉納してきたそうですが、十一年前に一度公開されたまきり中止されてしまいました。しかしこのままでは絶滅するおそれがあり、ぜひ記録にとめておこうと今年の春の例祭に、昔いこをした方々が集まってその模様が再現されました。たいこや笛にあわせてさまざまな舞が披露され、その昔がしのばれましたが、この貴重な文化財を町ぐるみで、守り、残していつてほしいと、内谷東・熊坂部落長さんは語っておられました。



保険料免除の手続きを

ご存知ですか
 国民年金に加入したが、保険料が納められないという方はありませんか。
 国民年金も社会保険制度ですから、定められた保険料を納めていませんと、いざというときに年金が支給されない場合があります。しかし、納められないのは仕方がないとあきらめないでください。そういう人のために、保険料の「免除」という制度があります。

国民年金

いろいろな理由で、現金収入がなくなったなどという人は免除の申請手続きをしてください。免除が認められますと、その間保険料を納めていなくても年金は支給されます。
 この場合、年金の額は保険料を納めた人よりも少なくなります。免除ができたあとで、生活に余裕ができたときにさかのぼって保険料を納めていけば、年金が支給されるときに、普通に納めた人と同じように取り扱われます。免除の手続きなど、くわしいことは役場にお問い合わせください。

いなんあんない

明治学級

(一)日時 五月二十八日(金) 午前九時～午後三時

□会場 町民福祉センター

□講師 秋山政一先生 (福島市編纂六室嘱託)

□テーマ 旅と人生

□内容 午前は秋山先生から奥の細道についてお話を聞き、先日行った修学旅行についてみんなで語り合う。午後はおもしろい映画を見て話し合う。題名「人生百年」。

□準備 昼食、学習のしおり綴り

グループ紹介は休ませていただきます。

記

地方税法が一部改正

町税の税率など

今回の地方税法の一部改正に伴い、昭和五十一年度より町税(住民税、固定資産税、軽自動車税など)が次のように改正されましたのでその主な点についてお知らせいたします。

住民税

個人町県民税

所得控除額の引き上げ

白色専従者控除額が二十七万五千円より四〇万円になり、医療費控除の定額基準が、十万円より五万円に引き下げるとともに、控除限度額を百万円より二百万円に引き上げられました。

このほか、昭和五十年度所得税法改正に伴い、給与所得控除額を引き上げられました。

障害者などの非課税限度額の引き上げ 六〇万円から七〇万円に
障害者、未成年者、老年者及び寡婦の方は、所得が七〇万円まで課税されません。

均等割

三百円から千円に

昭和二十九年に町民税二百円、県民税百円合せて三百円になってから、二十三年ぶりに今回改正さ

れ、町民税七〇〇円、県民税三百円合せて千円になりました。

法人町民税

均等割の引き上げ

今回の改正で昭和四十二年年度より据え置かれていた法人の均等割が個人の均等割との均衡を考慮して三倍に引き上げられました。

又資本金一億円を超えて、町内の事務所や工場の従業員が百人を超える大企業には、六倍の二万四千となり(下表参照)

固定資産税

固定資産税は、土地などの価格を三年毎に見直しをし適正な評価額とするための評価替えが行われますが、昭和五十一年度はその評価替えの年にあたります。

この内容の主なものは次のとおりです。

農地

前年の一・二倍に

三年毎に行われる評価替えにより評価額そのものは昭和三十九年度以来上昇されてきたが、固定資産税の基礎となる課税標準額と税額は、農業政策上の配慮等などから昭和三十八年度の税額に据え置かれてきました。このため宅地等の間に著しい不均衡を生じてきており、一方、十三年間農地の税額が据え置かれていた間に、田畑の売買格や農業所得は大幅な上昇を示しております。

これらの観点から農地の税額を、昭和五十一年度から昭和五十三年度まで毎年一・一・一・二倍の割合で上昇させることになりました。

農地以外(宅地、山林等)

前年の一・一・一・三倍に

宅地等の評価替については最近の地価が評価額の傾向にあること等から、評価額は昭和四十八年度の一・一・一・三倍程度の上昇率となつております。

昭和五十一年度から直ちに新評価額に基づく課税を行うことは、負担が一度に増大するため、今回も毎年一・一・一・三倍の上昇率で昭和五十三年度に評価額に基づく課税とするものです。

軽自動車税

三〇%程度引き上げ
昭和四十年年度以来据え置かれて

いた軽自動車税の税率が道路維持管理の経費が増大していることなどを勘案して今回改正され、おむね三〇%程度引き上げられました。(左表参照)

軽自動車等の区分	税率(年額)	
	改正後	改正前
原動機付自転車	六五〇円	五〇〇円
総排気量が五〇CC以下のもの	一、〇〇〇円	八〇〇円
九〇CC以下のもの	一、三〇〇円	一、〇〇〇円
総排気量が九〇CCを超え、二五〇CC以下のもの	二、〇〇〇円	一、五〇〇円
二輪のもの(側車付のものを含む)及び小型特殊自動車	一、六〇〇円	一、二〇〇円
三輪のもの	二、一〇〇円	一、五〇〇円
四輪以上のもの 乗用のもの 営業用 自家用 貨物用のもの 営業用 自家用	五、二〇〇円 五、九〇〇円 二、九〇〇円 三、三〇〇円	四、五〇〇円 四、五〇〇円 二、五〇〇円 二、五〇〇円
二輪の小型自動車	三、三〇〇円	二、五〇〇円

区分	税率(年額)	
	改正後(年額)	改正前(年額)
資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人等、市町村内の事務所等の従業者数が百人を超えるもの	標準税率 二四、〇〇〇円	標準税率 二四、〇〇〇円
資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人等、市町村内の事務所等の従業者数が百人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が一、〇〇〇万円を超え一億円以下である法人	標準税率 二二、〇〇〇円	標準税率 四、〇〇〇円
資本金額又は出資金額が一、〇〇〇万円以下である法人等	標準税率 七、二〇〇円	標準税率 二、四〇〇円

この美しい郷土を守るろう

6月5日から環境週間

六月五日から十一日までを環境週間として全国的な運動が行われます。美しい自然は、私たちが祖先から受け継いだ尊い財産です。今、町内の山林や各河川を歩いてみますと、川には木片、紙くず、空き缶、空ビン、ビニールなどのゴミが橋脚に巻きつき、推積しております。また、山沿いの県道、林道には家屋をこわした後にできるゴミや、事業活動によって出るゴミの不法投棄が目立ちます。こ



これはひどい、山に捨てられたゴミ

れらのゴミは悪臭を放ち、蚊、はえの発生する原因になり、また大雨の際は下水をふさぎ洪水の原因となります。

ゴミ処理は責任をもって

よい環境をつくり、そして守るには地域に住むみなさんのご協力なくしては実現不可能なことで、特に次の四項目についてご協力下さるようお願いいたします。

- ・木片、紙くず、ビニールなどのゴミは川に捨てない
- ・ガラス、セトモノ、ビン類などの危険物を捨てない
- ・牛、豚など、家畜の汚物を川に流さない
- ・家屋の取りこわしの際の屋根瓦、コンクリート、土砂は自分の土地に穴を掘るなり、自家処理する
- ・苗代やハウスのビニールは収集場所にビモで結び整理し出す(一度に大量に出ますと収集計画に支障がありますので二、三回に分けて出して下さい)

国勢調査ミ二情報

わが町の人口5年間で 166人の減少
前回の昭和45年国勢調査によるわが町の総人口は12,093人であったから、今回の11,927人と比べるとこの5年間で166人(1.4%)減少しました。この減少率は昭和30年以後では最低です。ちなみに30-35年は減少率が7.3%、35-40年は3.4%、40-45年は4.6%となっています。5年後には人口の増加が予想されます。

わが町の世帯数97世帯の増加
世帯数は人口と反対に増加を続けておりましたが、今回が最高の97世帯(3.7%)増えて2,727世帯になりました。また1世帯当たりの人員は前回の4.6人から4.4人に減少しました。

全国の総人口は1億1,193万人世界で6番めわが国の総人口は111,933,818人と発表されました。大正9年の第1回国勢調査では5,596万人であり、この55年間にちょうど2倍となりました。世界各国と比べると、中国(8.2億人)、インド(5.9億人)、ソビエト(2.5億人)、アメリカ(2.1億人)、インドネシア(1.3億人)に次いでわが国は6番目で、次のブラジル(1.0億人まで)が1億を超えています。

またわが国の人口密度は1平方キロメートル当たり297人で、わが国はバングラデシ(525人)韓国(340人)オランダ(332人)ベルギー(321人)について世界でも人口密度の高い国の一つとなっています。世帯の増加率14.4% 1世帯当たり人員3.48人

地区別人口世帯数

旧町村別	人口			世帯	1世帯当り人員
	計	男	女		
計	11,927人	5,793人	6,134人	2,727戸	4.4人
藤田町	4,910	2,374	2,536	1,213	4.0
小坂村	1,860	887	973	436	4.3
藤江野村	2,525	1,246	1,279	507	5.0
大木戸村	1,751	858	893	378	4.6
大枝村	881	428	453	193	4.6

善意の窓

町では、住みよい生活環境づくりのため計画を定め、ごみ収集を行っております。もし不法投棄をしているのを目撃したなら、すぐに役場や駐在所にご連絡下さい。

★実戸市郎さん (徳江字親郷) 一万円
★佐久間菊太郎さん (塚野目字北塚) 五万円

カッパル誕生



うじ殺し乳剤の無料配付
蚊とはえの季節に向かい、町費による、うじ殺し乳剤を無料配付しますので、一升ビン一本を持参し、地区保健委員さんより配付を受けて下さい。くわしいことはかいらんでお知らせします。

- 徳江 京子 第七
- 村田 義敬 第八
- 安藤 幸江 太田柳
- 佐藤 信男 福島市
- 村上 美子 光明寺
- 渋谷 福重 高根
- 阿部美智子 山城
- 長谷川敏朗 山崎

- 吉田 吉夫 第四
- 菅野 恵子 山崎館
- 実沢 孝広 第九
- 氏家 壽子 桑折町
- 大沼 三郎 貝田
- 三浦ヨヨ子 錦町
- 寺島 徳夫 大町北
- 松浦 ヨツ 伊達町
- 渋谷 博雄 第十二
- 高橋多美子 山崎北
- 岸浪 忠行 福島市
- 佐藤三起子 宮町北
- 赤井畑重徳 駅前
- 手塚みどり 東部中野区
- 佐藤 武夫 第二
- 佐藤みえ子 桑折町
- 武田 勝義 泉田下
- 佐久間ミツ子 第二
- 佐藤 英雄 岩瀬郡長沼町
- 佐藤 勝子 錦町

お知らせ



戸籍謄抄本や住民票など

役場窓口が駅前

6月1日より

通勤、通学者の利便をはかるため、駅前に役場の事務連絡所が開設されます。どうぞご利用下さい。

場所

藤田字親月台一番地
みよし商店(☎2424)

取扱者

奥山嘉助さん、幸さん

取り扱う事務

○戸籍謄本、抄本の申請交付

○住民票写しの申請交付

○印鑑登録証明の申請交付

○印鑑登録証(持参者のみ)

○役場宛報告文書の送達

取扱時間

午前六時三十分～午後九時

要領

(1)毎日(祝日、日曜日、休日を除く)午前十時までに受付し

たもの取扱者が役場に持つてきます。

(2)役場ではそれを午後三時までに作成し、取扱者に渡します。ので、申請者は午後三時以降に受け取るようになります。

(3)したがって午後申請受付したものは、翌日の午後二時以降に受け取るようになります。

(4)手数料(役場窓口と同じ)は申請書に添えて駅前事務連絡所に払ってください。

あなたも応募してネ

—計量記念日クイズ

問一 計量記念日は6月何日です。

問二 体温計やハカリ、ガス、水道、タクシーの各メーターなどに付されている検定印はどこですか。

問三 次のうち「もんめ」の計量単位で取り引きが認められるのはどれですか。

問四 (イ)重 (ロ)重 (ハ)重 (ニ)重 (ホ)重 (ヘ)重 (ヘ)重 (ヘ)重 (ヘ)重

問五 (イ)真珠 (ロ)生糸 (ハ)ダイヤ (ニ)モント

(応募方法)

はがきに、1,2,3の順に答を書き6月30日(当日消印有効)までに次のところにお送り下さい。

あて先

〒960 福島市杉妻町2の16

福島県計量検定所 発表

7月下旬、正解者多数の場合に抽選で当選者を決定し、賞品の送付をもって発表にかえます。

賞品

一等 ヘルスメーター 6名
二等 キッチンスケール 12名
三等 コンベックスケール18名

—計量標語の募集

今年には計量法公布二十五周年記念にあたり、計量思想の向上をはかるため広く標語を募集します。

おめでとございます

(四月中に届けられた方) (敬称略)

小林 喜博 百合子 宮前

遠藤 次夫 里美 大町北

佐藤 力 拓 第一

小林 成三 峰 並 柳

後藤 正勝 留美子 川内

高橋 恒夫 竜也 町東

八巻 英男 裕志 徳江北

岡田 洋夫 喜良 貝田

吉田 貞男 智史 宮町北

太田 繁博 妙子 滝山山

田村 幸司 知佳子 源奈山

渡辺源四郎 忍 宮前

渋谷 正志 正徳 光明寺

昭和51年6月20日まで
計量を通じ明るく快適な生活をはかれる標語
資格 県内在住者
注意 (1)本人の創作にして未発表のもの
(2)用紙は官製はがきを使用し、標語の数は問わない
(3)住所、氏名、年齢を明記のこと

送付先
福島市杉妻町2の16
福島県計量検定所、標語募集係
入選者には賞品を送ります



おくやみ申しあげます

佐藤 儀助	76	第四
佐藤 七郎	84	第七
渋谷 定吉	88	光明寺
八島 兼蔵	64	石母田西
佐藤 慶治	85	並 柳
佐藤 八ナ	63	徳江北
佐藤 正	68	石母田東
大沼 六郎	76	貝田
後藤 ゆん	80	鳥取
市川 武雄	73	第二
佐藤 アヤ	65	錦町

編集日記

○抜けるような青空、さんさんと降りそそぐ日の光、頬をとって明るくわしい風、どれをとっても素晴らしい五月。新芽もいっせいで出そろい、大自然の衣がえがはまりました。○しかし、一部の心ない人たちによって山や川が汚れていきます。半月ほど前、トラックで何台分かのゴミが小坂峠の山は一面に捨てられるという事件がありました。こんな悪質な行為は許すことができません。みんなで監視の目を広げて追放しましょう。○今月は、三月定例議会で議決された「国見町振興計画」の「基本構想」についてお知らせしましたが、「基本計画」と「実施計画」などもっとくわしく知りたい方は企画課までお問い合わせください。(おわり)

先月号の三ページで、円グラフ中の歳出総額は、十億二千六百三十万円の誤りでした。おわびして訂正いたします。

今月の納税

固定資産税(第一期)
軽自動車税